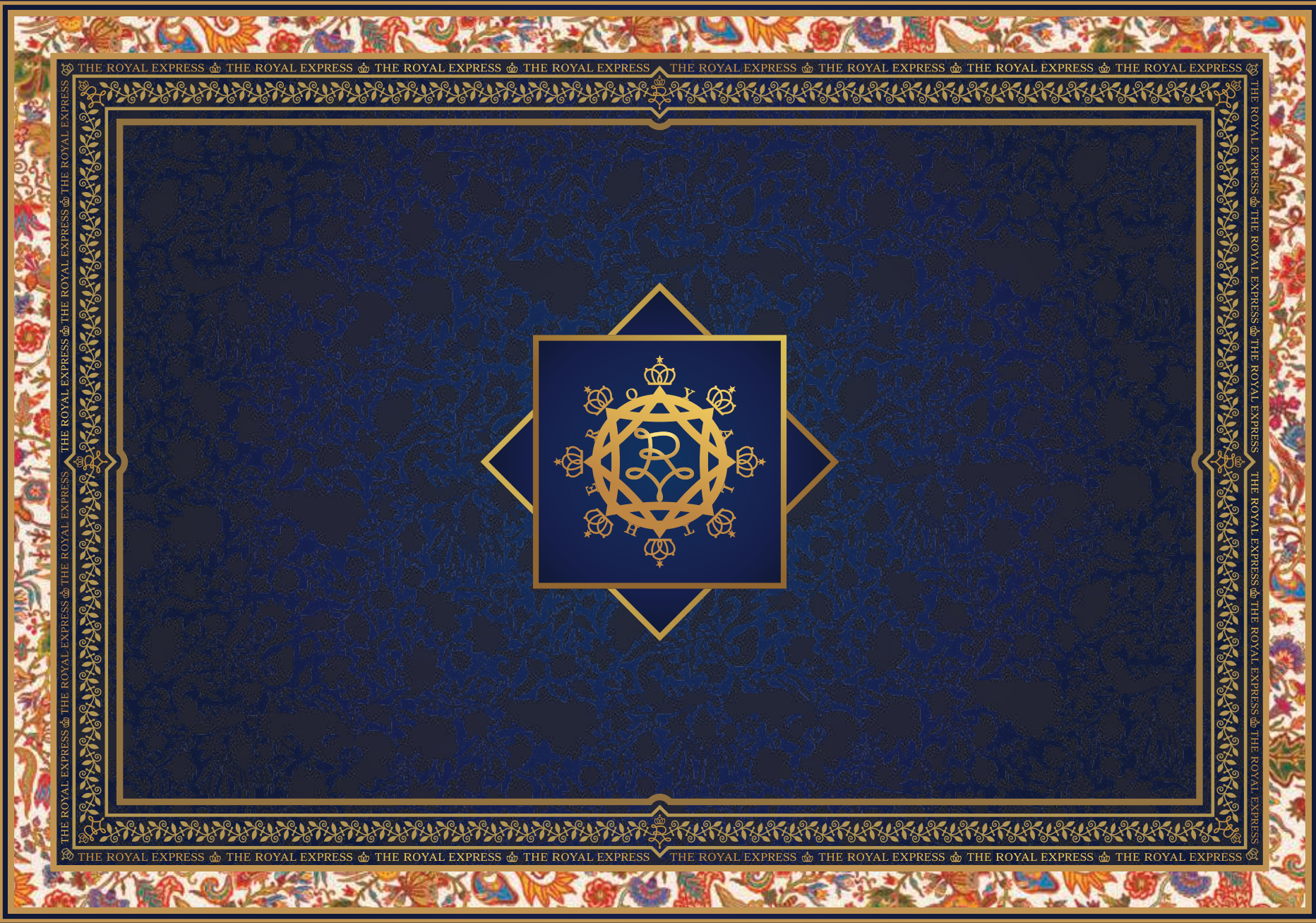






THE ROYAL EXPRESS

THE ROYAL EXPRESS DISCOVER SHIZUOKA・FUJI



SHIZUOKA・FUJI CRUISE TRAIN

THE ROYAL EXPRESS



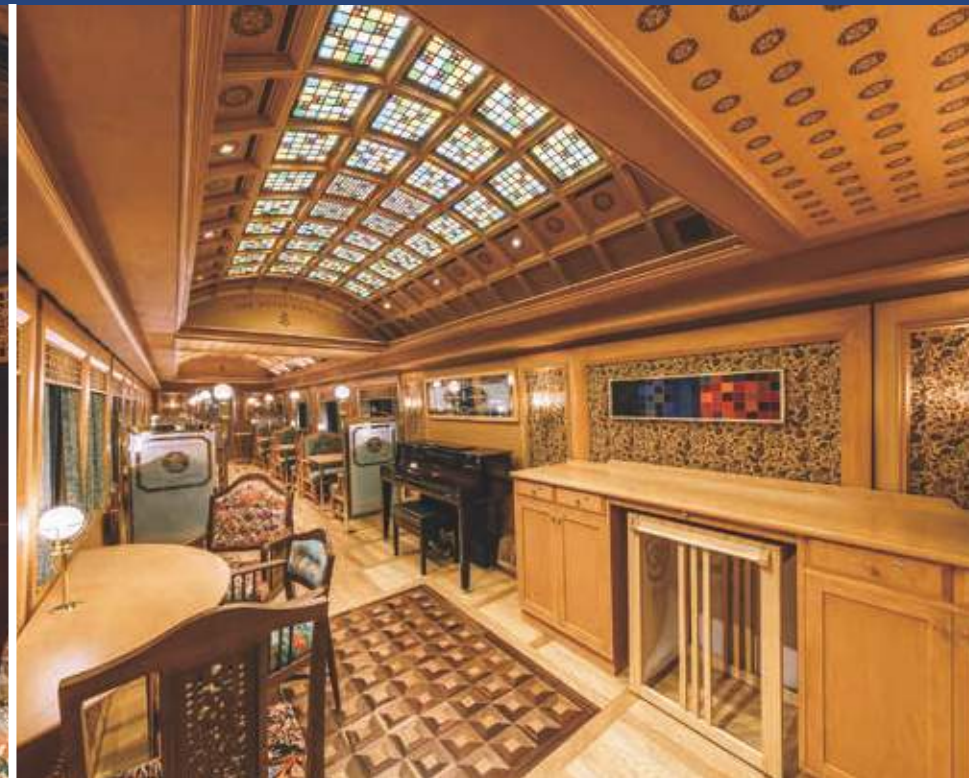
美しさ、煌めく旅。

Design & Illustration by Eiji Mitooka + Don Design Associates



THE ROYAL EXPRESS SHIZUOKA・FUJI CRUISE TRAIN

人生に彩を添える舞台
THE ROYAL EXPRESS



THE ROYAL EXPRESS 静岡・富士クルーズトレイン
車両編成

1号車 observation car



2号車



3号車 multi car



4号車 kitchen car



5号車 dining car



6号車 dining car



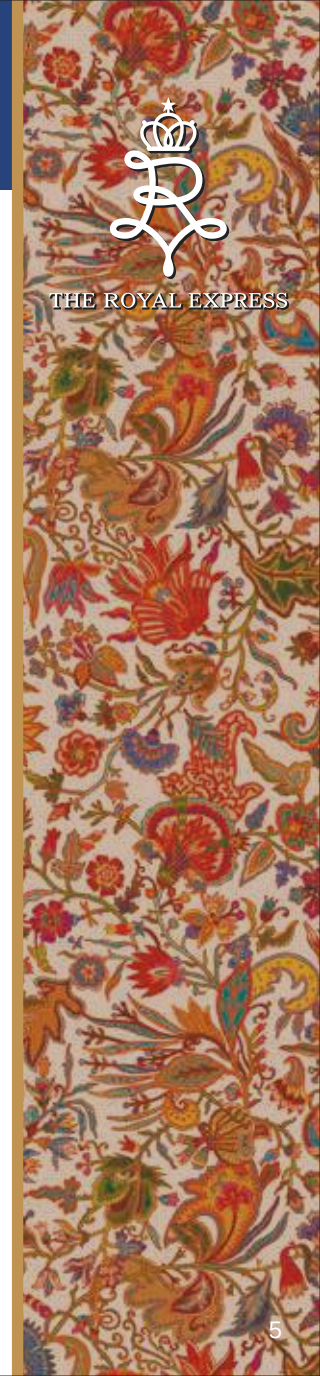
7号車



8号車 library car



THE ROYAL EXPRESS



ライブラリー【8号車】

本棚のほかに書斎として利用できるデスクを配したライブラリーは、シックで落ち着いた車両。床には細かい寄木を施しています。一人だけの贅沢なひとときや、お客さま同士のふれあいのときなど、くつろぎの空間をご堪能いただけます。



ダイニングカー【6号車】

組子などの伝統工芸やステンドグラスなどが各所に散りばめられた明るく贅沢なダイニングカー。ヴァイオリンとピアノの生演奏やコース料理をお楽しみいただきながら、車窓からの景色をご堪能いただけます。



ダイニングカー【5号車】

ウォールナットを使用したシックな空間で食事と音楽を堪能できるダイニングカー。電気鑄造技術を使った金色のパネルを配した壁のトイレや、カーテンで仕切れる化粧台も完備されております。



THE ROYAL EXPRESS



美しさ、煌めく旅。

mitooka

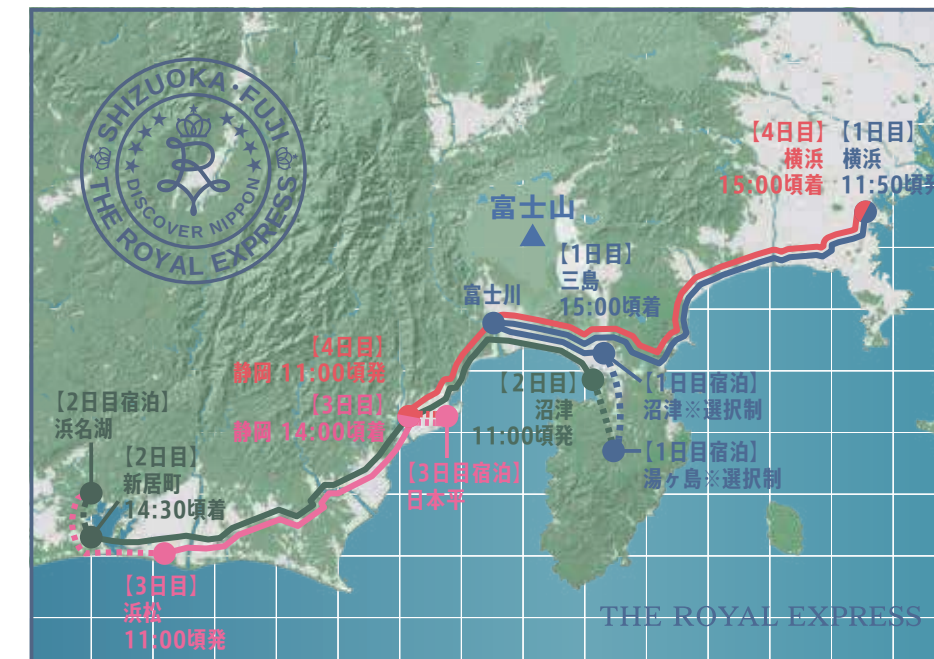
Design & Illustration by Eiji Mitooka + Don Design Associates

DISCOVER SHIZUOKA・FUJI



運行ルート・出発日(3泊4日)

- ・出発地・到着地／横浜駅
 - ・ご宿泊先／1泊目:おちあいろう または 沼津倶楽部
2泊目:KIARAリゾート&スパ浜名湖
3泊目:日本平ホテル
 - ・食事回数／朝3回・昼4回・夕3回
 - ・添乗員／同行いたしません、クルーがご案内いたします。
 - ・募集人員／15組 最大30名
 - ・最少催行人員／16名
 - ・ご注意とご案内／お申込みは中学生以上のお客さまに限らせていただきます。
 - ・バス会社／伊豆箱根バス株式会社
- 出発日およびご旅行代金
2024年11月8日(金)、11月15日(金)、11月22日(金)、
11月29日(金)、12月6日(金)、12月13日(金)出発



	1泊目 選択制	2泊目 KIARAリゾート&スパ浜名湖	3泊目 日本平ホテル	設定 客室数	ご旅行代金(お1名様あたり)税込	
					2名1室利用	1名1室利用
A	沼津倶楽部 「洋室※1または和室」	スーベリアルーム	日本平ツイン	7※2	750,000円	1,050,000円
B	沼津倶楽部 「沼津スイート」	デラックスルーム	日本平ツイン	1	820,000円	1,148,000円
C	おちあいろう 「和室または和洋室」	スーベリアルーム	日本平ツイン	6※3	780,000円	1,092,000円
D	おちあいろう 「露天風呂付客室」	デラックスルーム	日本平ツイン	1	820,000円	—

*3名様、4名様でのお申込みは2部屋利用となります 【※1】 ツインまたはダブル 【※2】 11月15日(金)・11月29日(金)は6室 【※3】 11月15日(金)・11月29日(金)は7室

第1章



1日目 食事 / 昼・夕

ウェルカムセレモニー
横浜ラウンジ・カフェ

11:50頃発

横浜駅

列車内昼食

富士川駅

15:00頃着

三島駅

専用バス

宿泊施設(※)

※宿泊施設は「おちあいろ」
または「沼津倶楽部」

横浜駅を出発し、いよいよ静岡・富士クルーズトレインの旅が始まります。昼食はフレンチの名店「エルマイヨン」。静岡の食材を使い、どこか優しい本格フレンチをお楽しみいただけます。車窓には相模湾や駿河湾、そして日本が誇る美しい富士山。碧く煌めく車窓に思わず刻を忘れることでしょう。ご宿泊は伊豆の名宿「おちあいろ」または「沼津倶楽部」からお選びいただき、ゆっくりとお過ごしください。



富士・沼津・天城



THE ROYAL EXPRESS

悠久の刻を越えた 世界に誇る名峰

東海道を駆け抜け、静岡・富士クルーズの旅が始まります。古くから愛され続けた富士山。THE ROYAL EXPRESSからの絵画のような芸術的な車窓を存分にお楽しみください。



千本松原



浄蓮の滝



1日目昼食(車内) Hermaïon 稲元 亘

クラシックをベースに日本の旬と食材を大切にしながらフランス料理の文化と懐の深さを表現。美しさと巧みな技術が重なる本格派フレンチを車内でお楽しみください。

写真は全てイメージです



THE ROYAL EXPRESS



DISCOVER HAMAMATSU・ARAI-CHO・LAKE HAMANA

第2章



2日目 食事 / 朝・昼・夕

宿泊施設(※)

※宿泊施設は「おちあいろ」
または「沼津倶楽部」

11:00頃発

沼津駅

列車内
昼食

14:30頃着

新居町駅
あらいまち

専用バス

新居町観光

専用バス

KIARA
リゾート&スパ浜名湖

沼津駅を出発し、東海道をTHE ROYAL EXPRESSは駆け抜けます。雄大な富士山を眺めながら、静岡の街並みに伝統と歴史を感じながら旅は進んでいきます。昼食は幻の鰻といわれる共水うなぎの名店「鰻処 うなぎ正」。静岡でしか味わえない味をお楽しみください。そして東海道の宿場町新居町へ。宿泊は浜名湖に面した「KIARAリゾート&スパ浜名湖」に宿泊。夕暮れの幻想的な浜名湖の絶景とともにゆっくりとお過ごしください。

THE ROYAL EXPRESS
ザ・ロイヤルエクスプレス
専用バス

浜松・新居町・浜名湖



2日目昼食(車内) 鰻処 うなぎ正 伊藤 正樹

南アルプスの伏流水が流れる大井川で、養殖された共水うなぎは「幻のうなぎ」とも称されている逸品。美味を追求した浜松の名店「鰻処 うなぎ正」の味をご堪能ください。

HAMAMATSU UNAGI

浜松・浜名湖

静岡を代表する景勝地「浜名湖」。古来から遠江として知られ、遠州灘沿岸と一体となった美しい自然景観、そして旧東海道などが通る歴史的景観、風光明媚な美しい湖とともにゆったりとお過ごしください。



浜名湖



弁天島

写真は全てイメージです

第3章



日本平からの富士山

3日目 食事 / 朝・昼・夕



3日目のTHE ROYAL EXPRESSは静岡の海の恵みを存分に楽しんでいただく旅。魚の街「焼津」で創業60年、国内外のシェフたちが魚を切望する「サスエ前田魚店」。前田氏と静岡を代表するシェフがオンリーワンの料理をお届けいたします。静岡駅到着後は国宝久能山東照宮の観光にご案内いたします（選択制）。静岡の歴史と文化をお楽しみください。宿泊はパノラマの富士山を絵画のように望む「日本平ホテル」でゆったりとくつろぎの時間をお過ごしください。



焼津・日本平



駿河湾からの贈り物 「サスエ前田魚店」前田尚毅 with TEAM MAEDA

魚の街「焼津」で創業60年、国内外のシェフたちが魚を切望する「サスエ前田魚店」。前田氏と静岡を代表する6人のシェフがオンリーワンの料理を皆さまにお届けいたします。TEAM前田がお届けする静岡にしかない食の饗宴をTHE ROYAL EXPRESSで存分にお楽しみください。

★各回ごとにシェフが入れ替わり料理を提供する予定です。

写真後列左から

志村剛生「成生」、西健一「馳走 西健一」、前田尚毅「サスエ前田魚店」、井上晴彦「Simples」

前列左から

杉山乃互「温石」、中村友紀「なかむら」、藤岡雅貴「日本料理FUJI」

※「」内は店名



静岡の聖地 — 久能山東照宮 —

徳川家康を祀る霊廊として元和3年に創建された久能山東照宮。桃山時代の技法も取り入れられた江戸時代初期の代表的な建造物として国宝に指定されています。400年続く平和への祈り、静岡の聖地で悠久の刻を感じることでしょう。



THE ROYAL EXPRESS



DISCOVER SHIZUOKA・TOKAIDO

フィナーレ



4日目 食事 / 朝・昼



静岡・富士クルーズのフィナーレ。THE ROYAL EXPRESSは静岡駅を出発し横浜へ。昼食は名店「羅漢」の絵画のように彩られたお料理をお届けいたします。雄大な富士山、碧く煌めく海、川の清流、青い空、旅の彩りとともに美しさ煌めく旅に想いを馳せていく。人生の煌めきを感じて。



静岡・東海道



フィナーレ ～美しさ煌めく、旅。～

青い空、碧い海、清らかな川、そして雄大にそびえる富士山。旅の想いを馳せながら、これからも続く美しさ煌めく旅へ。



駿河の伝統文化を感じて

徳川時代から伝わる駿河の伝統工芸。全国から選りすぐられた名工を集めたことで生み出され、この地で受け継ぎ磨き続けられた400年以上の伝統。THE ROYAL EXPRESS 3号車マルチカーで駿河塗下駄等の伝統工芸をお楽しみください。



4日目昼食(車内) 羅漢 加藤 敦子

1日1組限定の名店「羅漢」の加藤敦子氏が車内で心を込めて腕を振ります。移ろう季節を表現した絵画のような盛り付けと、こだわり抜いた味覚をお楽しみください。

写真は全てイメージです

宿泊のご案内



おちあいろう

明治7年創業。当時の最高峰の匠の技によって作り上げられた登録有形文化財。意匠を凝らした装飾とともに雄大な山々と渓流のせせらぎに包まれ、ゆったりと流れるときに心身ともにお寛ぎください。



沼津倶楽部

ひっそりと佇む別邸。どこまでもシンプルで、どこことなく邸宅を思わせる温かみのある空間と目の前に広がる庭園。この場所にしかない時間の流れをお楽しみください。



KIARA

リゾート&スパ浜名湖

いつ訪れても新しい発見と喜びを感じ、自然の恵みを心ゆくまで。心と身体、精神の調和と活性を感じながらゆったりとお過ごしください。



日本平ホテル

静岡市の絶景と世界文化遺産の富士山、三保松原を臨む「風景美術館」日本平ホテル。日常の喧騒から離れ、見飽きる事のない景色と共に、ゆっくりとくつろぎの時間をお過ごしください。



THE ROYAL EXPRESS

写真はお部屋の一例です



デザイナー

水戸岡 鋭治 ミトオカ エイジ

ドーンデザイン研究所主宰

建築・鉄道車両・グラフィック・プロダクトなど、さまざまなジャンルのデザインを行っております。車両や関連施設のデザインは鉄道ファンの枠を超えて広く注目を集め、ブルネル賞、ブルーリボン賞、日本鉄道賞、毎日デザイン賞、菊池寛賞など受賞しております。「THE ROYAL EXPRESS」では、車両デザインのほか「THE ROYAL LOUNGE/CAFE」、「THE ROYAL BUS」、「THE ROYAL HOUSE」を手掛けています。

Eiji Mitooka



音旅演出家®

大迫 淳英 オオサコ ジュンエイ

ヴァイオリニスト

「旅と音楽の融合」をテーマに、音旅演出家としてTHE ROYAL EXPRESSの旅の魅力をプロデュース。THE ROYAL EXPRESSのテーマ曲を演奏するヴァイオリニストとして、列車の旅に感動をもたらし、記憶に残る華麗な旅を提供。美しく煌めく情景をお客様そして地域に寄り添う音楽で表現し、旅を彩ります。

Junei Ohsako



写真はイメージです



THE ROYAL EXPRESS



THE ROYAL EXPRESS SHIZUOKA・FUJI CRUISE TRAIN

ご挨拶



東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
丹羽 俊介

静岡は美しい自然と豊かな歴史・文化が息づく地であり、東部、中部、西部がそれぞれに独自の表情と、多様な魅力を持っています。今回の「THE ROYAL EXPRESS 静岡・富士クルーズ」では、東海道新幹線開業60周年という記念すべき年に、静岡の魅力を存分に堪能していただきたいという想いで、東急株式会社様とともに至高の時間をお過ごしいただけるプランをご用意いたしました。この特別な列車の旅が、皆様の心に残る素敵な思い出のひとつになることを心から願っております。



東急株式会社
取締役社長
堀江 正博

THE ROYAL EXPRESS は、地域の皆さまと共に、静岡の素晴らしさを多くの方々にお届けいたします。静岡の素材を独創的な技で仕上げたお料理、音楽の生演奏、車内クルーのおもてなしを通じて、おひとりおひとりの大切な旅のお手伝いをいたします。世代、地域を超えた出会いや、静岡の懐かしさと新しさを記憶に刻んでいただきたいと思っております。乗車の前から旅は始まります。記憶に残る「美しさ、煌めく 旅。」をお楽しみください。

DISCOVER SHIZUOKA・FUJI



～安心してご旅行をしていただくために～



ご旅行前後の新幹線のご案内

THE ROYAL EXPRESS 静岡・富士クルーズトレインではご旅行前後の新幹線のご手配をお受けいたします。ご旅行にご参加確定後改めてご案内させていただきます。



DISCOVER NIPPON
THE ROYAL EXPRESS SHIZUOKA・FUJI CRUISE TRAIN

「国内旅行傷害保険」付旅行

- ・THE ROYAL EXPRESS 静岡・富士クルーズトレインは「国内旅行傷害保険」付旅行となっております。
- ・保険金のお支払いは国内旅行傷害保険約款、特約に基づきます。

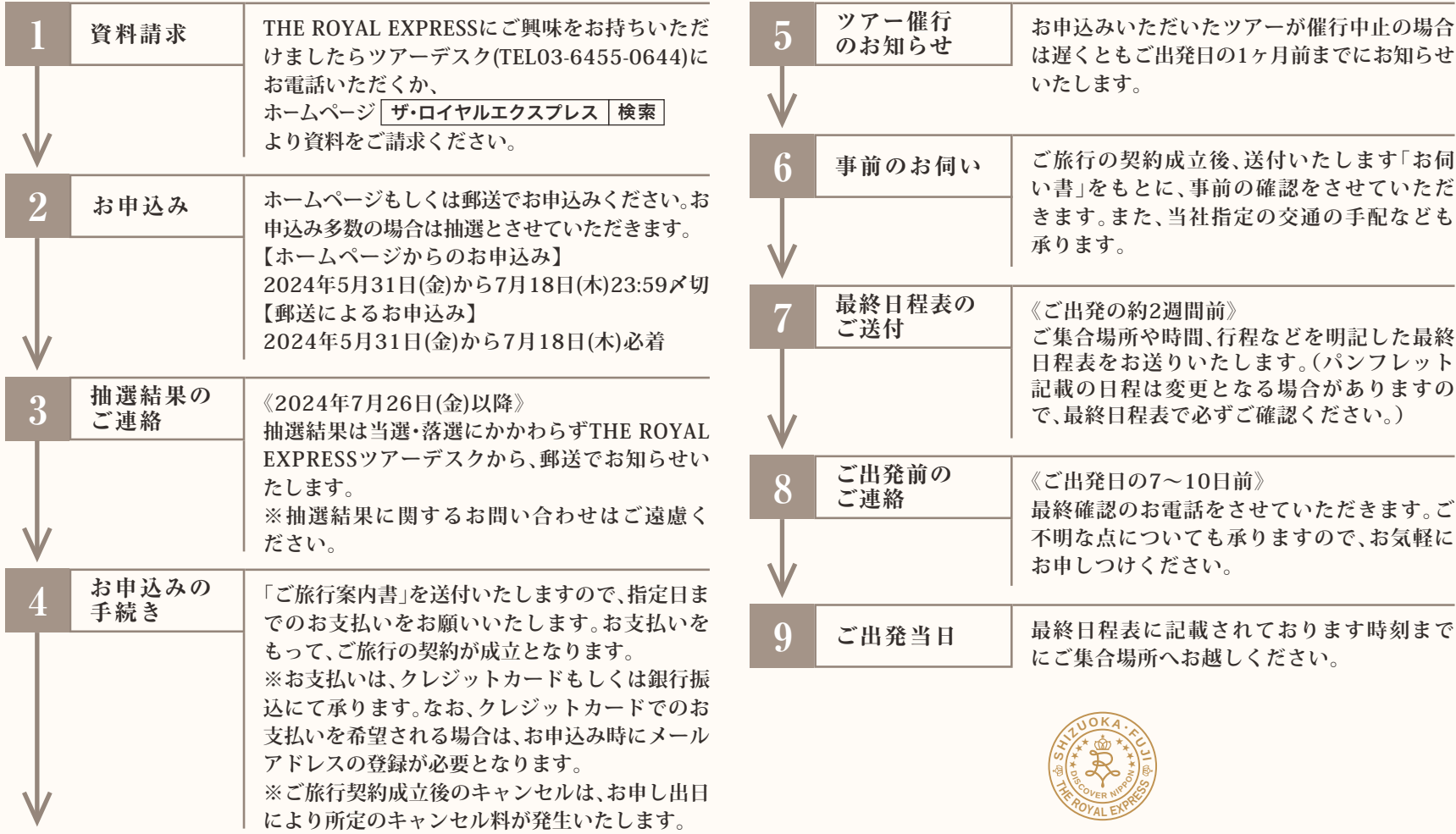
詳しい保険の内容は「<https://www.the-royalexpress.jp/hoken.pdf>」からご覧になれます。

【取扱代理店】東急保険コンサルティング株式会社

【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



お申込みから出発までの流れ [2024年11月～12月出発]



THE ROYAL EXPRESS

ご利用に際して ご注意とご案内 お申込み前に必ずお読みください。

この旅行は東急(株)(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型旅行契約を締結することになります。

お申込みについて

- ①このツアーのご利用は中学生以上(ご出発日時点)のお客さまに限らせていただきます。
- ②18歳未満のお客さまのみでご参加の場合は保護者の同意が必要です。
- ③お申込み多数の場合は抽選となります。抽選結果のご連絡はお申込み者さまにいたします。
- ④1回のお申込みで最大4名様までお申込みいただけます。5名様以上でのお申込みの場合は、お問い合わせください。
- ⑤重複でのお申込みはご遠慮ください。重複の場合、お申込みが全て無効となります。
- ⑥ご旅行契約成立後にやむを得ずお客さまが交替になる場合は、手数料として10,000円/人(税込)をいただきます。旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客さまの当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。また、当社は交替をお断りすることがあります。なお、お客さま全員が交替となる場合につきましてはお取消し扱いとさせていただきます。
- ⑦アレルギー対応につきましては、予めツアーデスクにご相談ください。対応できない場合もございます。
- ⑧健康を害している方、車いすなどの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、妊娠中の方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別な配慮を必要とされる方は、お申込みの際にその旨をお申し出ください。
- ※当社は、可能かつ合理的な範囲でご対応させていただきます。
- ※ご旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者や同伴者の同行、医師の診断書の提出をお願いさせていただく場合がございます。

旅行代金について

●旅行代金には旅行日程に明示した全行程の鉄道運賃・料金、列車内サービス、食事代、列車内での飲料代金、当社が定めた宿泊施設における宿泊料金、専用車の料金、荷物託送代金、観光に関わる料金(フリー観光などの一部を除く)および消費税等を含みます。
ただし出発地まで、および解散地からの交通費、クリーニング、電話料金、追加飲食代など個人的性質の諸経費、およびそれに伴う税・サービス料は含まれません。

ショッピングについて

●観光地でのショッピングにつきましては、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので商品の確認などを必ず行ってください。

取消し等について

●ご旅行の取消しは、「THE ROYAL EXPRESSツアーデスク」の営業時間内に限り、お電話で受け付けます。お申し出日より取消料が発生いたします。
※営業時間を変更する場合は、ホームページでご案内いたします。

- ご出発日、客室タイプ、コースの変更は一旦取消しとなり、取消料対象日にあたる場合は取消料が発生します。また改めて予約の際、満室等で予約できない場合がございます。
- ご同行者がキャンセルとなり、お一人様のみでの参加となる場合は、1名様分のキャンセル料金の他に「1名様利用の場合の旅行代金」が適用となり、旅行代金の差額が必要となります。

列車内・旅先での服装について

- 列車内はスマートカジュアルのご着用をおすすめします。
- 観光地での服装につきましては旅のガイドをご確認ください。

行程について

●交通機関の遅延、不通、経路変更、悪天候や自治体の要請、安全を踏まえた鉄道事業者からの要請等の事由により、旅行日程の変更、目的地や滞在時間の短縮、観光地の変更や削減、列車の運休に伴うバス等での運行となる場合がございます。その場合、旅行契約上の責任は負いかねますが、当初日程に従った旅行サービスをご提供できるよう努力いたします。

その他

- 車内ではお持ち込みの飲食物をお召し上がりいただけません。
- お客さまのご都合で行程の一部をご利用されなくても返金はいたしかねます。
- ペットの同伴はご遠慮ください。
- インターネットオークション等での第三者への権利譲渡や転売はご遠慮ください。転売等の行為があった場合、旅行契約の締結をお断りする場合がございます。
- 旅行を安全かつ円滑に実施するため、契約時または出発当日に身分証明書等でご本人確認させていただく場合があります。
- 各種割引は適用できません。
- 商用目的の取材・撮影は事前にお申込みいただき、当社の許可を得たうえでご参加ください。
- 記載の観光・イベントの内容・期間は予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。
- 当パンフレットに掲載の写真およびイラストはすべてイメージです。
- 掲載の風景写真は、時期・気象状況により実際と異なる場合がございます。
- 行程内の時刻は変更となる場合がございます。
- 当パンフレットの情報は2024年5月現在のものです。
- ご旅行条件は本冊子の旅行条件書をご確認の上、お申込みください

THE ROYAL EXPRESS

国内募集型企画旅行条件書

※申し込みの際は必ずこのご旅行条件書を十分にお読みください。

(この書面は、旅行業法第12条の5による取引条件説明書面、及びこの書面のとり旅行契約が締結された場合は第12条の5により交付する契約書面の一部になります。)

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、東急株式会社（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結（以下「旅行契約」といいます）することになります。
- (2) 旅行条件については募集広告、パンフレット類（日程表を記載）、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行予約款（募集型企画旅行契約の部）になります。
- (3) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程表に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供をうけることができるよう、手配及び旅程管理を行うことを引き受けます。

2. 旅行の申し込みと旅行契約の成立

- (1) 当社所定の旅行申込書（以下「お申込書」といいます）に所定の事項を記入の上、下記(4)のお申込金（お一人様につき）又は旅行代金の全額を添えて申し込みいただきます。
- (2) お申込金は旅行代金、取消料、又は予約料の一部又は全部として取扱います。
- (3) 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けることがあります。この際、ご予約の時点では、契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内（または当社が定める期間内）にお申込書の提出とお申込金の支払いを行っていただきます。この期間内にお支払いの申込みがされない場合は、当社は申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (3) お申込金（お一人様）

旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円
3万円以上6万円未満	12,000円
6万円以上10万円未満	20,000円
10万円以上15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の20.0%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

- (4) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾した本項(3)のお申込金を受領したときに成立するものとします。
- (5) 当社提携クレジットカード会社のカード（以下併せて「提携会社のカード」といいます）の会員（以下「会員」といいます）より、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みを受け会員の署名なくして旅行代金等の当社に対する支払義務（以下「支払義務」といいます）の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）により旅行契約を締結する場合は通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- ①契約成立は電話の場合は当社が承諾をした時に、その他の通信手段による場合は当社が承諾する通知を発した時とします。
- ②「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払い戻しの債務の履行をすべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- ③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードで支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第13項の取消料と同額の予約料をお支払い受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (6) 団体・グループ契約

- ①当社は、同じ旅程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申し込みた募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の②～⑤の規定を適用します。
- ②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者その他の団体・グループを構成する旅行者（以下「構成員」といいます）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代価権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で代わります。
- ③契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負う、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。
- ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が専任した構成員を契約責任者とみなします。

3. 申し込み条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2) ご参加にあたって旅行の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に致しない場合は、申し込みをお断りすることがあります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具を利用している方を中心に障障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、旅行障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮が必要となる方に、参加にあたり特別な配慮が必要になる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にもこれらの状態になった場合にも直ちにお申し出ください）。あらためて当社からご案内いたしますので旅行中にも必要となる措置を具体的に申し出てください。

- (4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でお申し出いただくことがあります。
- (5) 当社は、旅行者の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様ののご負担となります。
- (6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は治療が必要と判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとる必要があります。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7) お客様のご都合による行動制は原則としてできません。但し、コースにより別途条件で受けることがあります。
- (8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと認めるときは、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (10) お客様が当社に対して暴力団又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を繰り返した場合には準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (12) その他当社の業務上の都合があるときには、申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (2) 旅行契約が成立した場合、この旅行条件書は契約書面の一部となります。当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載することによります。

5. 確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 契約書面において旅行日程または運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の申し込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます）をお渡しします。この場合、当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載することと特定されます。
- (2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望する方から問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降に申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が定める期日までににお支払いいただきます。
- (2) 当社は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくしてご旅行代金等のお支払いを受けます。この場合は、カード利用日は旅行契約成立日とします。

7. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金はパンフレットに表示してあります。出発日ご利用人数でご確認ください。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金（コースにより等級が異なります。別途説明する場合を除き普通席となります。）、宿泊費、食事料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料等。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、その他に添乗員報酬、団体行動に必要な心づけを含みます。
- (3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

- 本項(1)～(3)についてお客様ご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。
9. 旅行代金に含まれないもの

前第8項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金（各種運送機関で定めた重量・大きさ・個数を超える分について）
- (2) クリーニング代、電報電話等通信料金、追加飲食費等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料金
- (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」等お客様負担等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (4) 別途指定により1人部屋を使用する場合の追加料金
- (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の実施が不可能となったとき。
- (6) 希望者のみ参加する別添料金のオプションツアー等の経費
- (6) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- (7) 任意の旅行傷害保険料

10. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に於いては運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の企画旅行契約の内容

を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときはその改訂分だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にその旨をお客さまにご連絡いたします。
- (2) 当社は、旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更又は前項の規定に基づく旅行の実施に要する費用（契約内容の変更に伴い発生する取消料・予約料その他必要な費用を含みます）の増加を伴う契約内容の変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等座席、部屋その他の設備の不具合が生じたことによるものは除きます）がなされた時、旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行の契約成立後、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

12. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費を申し受けます。なお、契約上の地位の譲渡は当社が承諾した時に効力を生ずるものとし、以後、契約上の地位を譲り渡した第三者は、お客様の旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

13. お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様はいつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み済みの営業時間内にお受けします。この場合、既に受領している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。通信契約を締結した場合、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして予約料の支払を受けます。この場合、当社が解除の通知を行った日をカード利用日とし、既に受領している旅行代金から予約料の支払を受けます。この場合、当社が解除の通知を行った日をカード利用日とし、既に受領している旅行代金から取消料を差し引いた差額を直接払戻します。
- (2) 申込金のみで本項(1)の取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、旅行契約成立後にコース及び出発日を変更された場合も下記の取消料の対象となります。

旅行契約の解除日	取消料
①21日目に当たる日より前の解除 （日曜日旅行にあてては15日目）	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行代金の20%
②20日目に当たる日以降の解除 （日曜日旅行にあてては10日目）	旅行代金の20%
③7日目に当たる日以降の解除 （②～⑥を除く）	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除 （②～⑥を除く）	旅行代金の40%
⑤旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
⑥旅行開始日後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

企画旅行の宿泊プランのみ内容とする場合

旅行契約の解除日	取消料
①6日目に当たる日より前の解除	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消料が14名以上の場合 無料 取消料が15名以上の場合 旅行代金の20%
②5日目に当たる日以降の解除 （③～⑤を除く）	旅行代金の20%
③3日目に当たる日以降の解除 （④～⑤を除く）	旅行代金の20%
④旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
⑤旅行開始日後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき取消料しない場合も上記取消料をお支払いいただきます。また、旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料金で予約料をいただきます。

- (3) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。
- ①契約内容の変更が第21項の表(中)(1)～(8)に掲げる項目その他の重要な旅行内容の変更であるとき。
- ②第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となること、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- ④当社がお客様に対し、別途定める期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従って旅行の実施が不可能となったとき。
- (4) 旅行開始後

- ①お客様ご都合により途中で契約を解除又は一時断絶された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客さまの責に帰すべき事由により旅行契約を解除し、又はパンフレットに記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは(1)の規定により、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領できなくなった部分を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に相当する金額をお客様に払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・予約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは前項の取消料に相当する額の予約料をお支払いいただきます。
- (2) 旅行開始前当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。
- ①お客様が、当社があらかじめ、明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- ②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ③お客様が他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるときと認められるとき。
- ④お客様が第3項(9)(10)(11)のいずれかに該当することが判明したとき。
- ⑤お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ⑥お客様の数が契約書面に記載した最少履行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日曜日旅行については3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
- ⑦スキーを目的とする旅行における必要な積雪量等の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ⑧天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ⑨通信契約を締結した場合であって、会員の有するクレジットカードが故障となる等、会員が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を、クレジットカード会社のカード会員規約に従って決済することができなくなったとき。
- (3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に受領している旅行代金（あるいは申込金）から前項の取消料相当額の予約料を差し引いて払い戻しいたします。通信契約を締結した場合は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして予約料の支払を受けます。この場合、当社が解除の通知を行った日をカード利用日とし、既に受領している旅行代金から予約料の支払を受けます。この場合、当社が解除の通知を行った日をカード利用日とし、既に受領している旅行代金から取消料を差し引いた差額を直接払戻しいたします。
- (4) 旅行開始後発生したに掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客さまに理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。この場合、旅行代金のうちお客さまが既にその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料・予約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払い戻しいたします。

- ①お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- ②お客様が旅行を安全かつ円滑な実施するための添乗員その他の者による当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他のお客さまに対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③お客様が第3項(9)(10)(11)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- ④天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。また、上記①及び④の場合により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様ののご負担で出発地に戻るための必要な手配を引き受けます。

15. 旅行代金の払戻し

当社は、第11項により旅行代金を減額した場合、又は上記の当社あるいはお客様による旅行契約の解除において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了の日翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。但し、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、予約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。

16. 旅程管理

（添乗員同行プラン）

当社は、お客様に対し次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力いたします。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行サービスを受けることができないおそれがあるときは、旅行契約の内容に

従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を変更します。

- (2) 前(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更しなくてはならない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程で当初の旅行日程の趣旨にかかわらずともなるよう努めます。また変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力いたします。（個人旅行プラン）

個人旅行プラン等添乗員が同行しない旅行、あるいは添乗員が同行しない区間において、お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なツアー券や出発前にお渡しします。で、旅行サービスを受けなければならない場合は、お客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によりツアーサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手配は、お客様ご自身で行って頂きます。この場合、変更に伴い追加発生した費用はお客様の負担となります。

17. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

18. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明記します。
- (2) 当社は、旅行の内容につき添乗員その他の者を同行させて、第16項に掲げる業務その他当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせることがあります。
- (3) 本項(1)の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は8時から20時までです。

19. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行にあつては、当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときと限り、(2)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に当社に通知があったとき限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除く）として賠償いたします。
- ①お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ②天災地変、戦乱、暴動又はこれらを生じ生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ③運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- ④運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤官公署の命令、伝染病による隔障又はこれらによって生じる旅行日程の変更・中止
- ⑥自由行動中の事故
- ⑦食中毒
- ⑧盗難
- ⑨運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

20. 特別補償

- (1) 当社は、第19項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるかどうかを問わず、募集型企画旅行契約の特別補償規程に定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激な偶発的な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被らした一定の損害についてあらかじめ定め額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2) (1)の損害が生じたとき、当社が第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3) お客様が募集型企画旅行に参加された損害が、お客さまの故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、ハングライダー操縦などによるものであるときは、当社は本項(1)の補償金、見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

21. 旅程保証

- (1) 当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不具合が生じたことによるものを除きます）が生じた場合は、旅行代金と同率に相当する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について、当社が第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合はこの限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体への安全確保のための必要措置。
- ②第13項から第14項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときその当該解除された部分に係る変更。

- (2) 下表左欄(1)～(8)の項目につき「1」は、運送機関の場合は1フライト、1乗車、1乗船につき、また宿泊機関においては、1泊につき、その他のサービス提供内容の場合は、各変更項目1変更につき、それぞれ1件として数えます。従って同一旅行中の複数の損害もあり得ます。
- (3) 下表の右欄「1件あたり」の項とは、1件あたり「旅行代金」に対する率をいいます。又、上記の率は「旅行開始前に変更通知した場合」、下記記載の率は「旅行開始後に変更通知した場合」です。
- (4) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がお客様1名に対してひとつの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、お客様1名に対してひとつの旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

- (5) 当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (6) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前に変更通知した場合	旅行開始後に変更通知した場合
(1)契約書面に記載した旅行出発日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2)契約書面に記載した入場券の観光地又は観光施設（レストラン）を含みます。その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
(3)契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより高くなった場合を除きます）	1.0%	2.0%
(4)契約書面に記載した運送機関の種別又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5)契約書面に記載した本旅行の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
(6)旅行書面に記載した宿泊機関の種別又は名称の変更	1.0%	2.0%
(7)契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
(8)前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

22. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様による取消料、予約料その他の支払いの有無にかかわらず、当社はお客さまに対し損害の賠償を請求します。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の企画旅行契約の内容についてご理解いただくよう努めてください。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領できますよう、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にお申し出ください。

23. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物を際しましては、お客様の責任でご購入いただきます。
- (3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4) 旅行中に事故などが生じた場合、直ちに最終日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様のけが、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (5) ご集合時間には厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (6) 事故、災害をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れたタスクの利用あるいは宿泊しなければならぬ事態が生じたときも当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (7) 手荷物は十分な場合も旅行の再実施はいたしません。
- (8) 当社の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

24. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申し込みの申込書に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。ほかお客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社では、(1)会社及び提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)各種アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供等にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。

上記のほか、当社の個人情報に関する方針については、当社ホームページ（http://www.tokyu.co.jp/company/csr/society/transmission/privacy_policy1.html）をご参照ください。

25. 募集型企画旅行契約について

この条件書に定めない事項については当社旅行予約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社の旅行予約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行予約款は、当社ホームページ（<https://www.the-royalexpress.jp/common/files/agreement.pdf>）からもご覧になれます。

26. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件及び旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

●旅行企画・実施●

観光庁登録旅行業務第760号

東京都渋谷区南平台町5番6号

一般社団法人日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱主任者 菅原 養子

協議委員会

2019年9月2日

●お申込み・お問い合わせ

THE ROYAL EXPRESSツアーデスク
TEL03-6455-0644
営業時間 / 10:00～17:00
定休日 / 火曜・水曜・日曜・祝日・年末年始